

第 28 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 28 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 4 年 10 月 28 日（金） 午前 10 時 00 分から 12 時 00 分まで	
場所	利根町役場 3 階 町長公室	
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，市川委員，船川委員，青木委員，岩戸委員，鈴木(弘)委員，吉岡委員，新井委員，大越委員，加川委員，菅沼委員，寺島委員，猪鹿月委員
	事務局	政策企画課 布袋課長，服部課長補佐，栗原主任，鈴木主任
欠席委員	鈴木（亜）委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 利根町パブリックコメント実施結果表（案）及び利根町みんなのまち基本条例（案）に関する住民説明会 質問・意見まとめについて 3 利根町みんなのまち基本条例（案）及び 利根町みんなのまち基本条例（自治基本条例）逐条解説（案）について 4 町長への報告について 5 そ の 他 6 閉 会 	
配付資料名	第 28 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 ・資料 1 利根町パブリックコメント実施結果表（案） ・資料 2 利根町みんなのまち基本条例（案）に関する住民説明会 意見・質問まとめ ・資料 3 利根町みんなのまち基本条例（案） ・資料 4 利根町みんなのまち基本条例（自治基本条例）逐条解説（案） ・資料 5 「利根町みんなのまち基本条例」の検討結果について（報告） ・資料 6 利根町自治基本条例検討委員会の経過について	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p> <p>委員長 いよいよ利根町自治基本条例検討委員会，今回で28回になりまして，ここが最後になると思う。皆さんと一緒に，平成30年の8月から始め，4年以上経過しその中でやった皆さんとも，一つの成果物ができた。利根町みんなのまち基本条例という，条例名はじめ，皆さんの思いがこもった条例になったと思う。下書きがあったけども，シナリオがあったわけでもなく，いろんなことが決まった。そういう意味では，皆様の誇りのある，自信を持って出せる条例ではないかと思う。ただ，あくまでも案ということで決まっただけで，これ以降は議会で，判断いただくが，仲間で決めた，条例案ができたことは本当に嬉しいことだと思う。ただ今回は，修正とかが，パブリックコメントを含め，直さざるをえないという部分もある。その中で皆さんと一緒に考えていきたいと思っている。本日も慎重審議，何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>2 利根町パブリックコメント実施結果表（案）及び利根町みんなのまち基本条例（案）に関する住民説明会 質問・意見まとめについて (資料1.2.3.に基づき，事務局より説明)</p> <p>3 利根町みんなのまち基本条例（案）及び利根町みんなのまち基本条例（自治基本条例）逐条解説（案）について (資料4.5.6に基づき，事務局より説明)</p>
委員長	<p>皆さん，こういう形で進めさせていただきますけどよろしいですか。実際に細かいところばかりこれから続くので，申し訳ありませんがどっかで尺度とかで切って皆さんのご意見は何いたいと思っている。</p>
事務局	<p>わからないところや，どこを直すのっていう時には，遠慮なく言ってください。 (続けて資料の説明)</p>
委員長	<p>もう一つ大事なことがある。本条約ということを含め，この条例を取り上げるということは，この子供の権利条約のところにも，うまく青字で書いていただくが，3番目。①②③って書いてあるが，意見を表明し参加できると書いてある。一般的には意見表明権といい，いろんな自治体で子供の意見を表明できる場というのが設けられている。後から副会長にお尋ねすればいい話だが，宝塚市あたりでは子供の意見を取り上げるために，子供委員会であるとか，そういった特別な期間を設け子供の</p>

	<p>意見を集約する場を作っている。幾つもの自治体でそういったことをやっており、実際子供条例というのを作っている自治体もある。確かにこれは非常に重要な文言でこれに基づいて、他市、或いは課長、或いはいろんな自治体のように、子供条例というのができるかもしれない。そういう場合は、この第7条について子供条例であるとか、子供委員会であるとか、子供会議と言われるような子供の意見を集約するような、条例もできるかもしれない。そういう意味でも非常に重要だということ、私は住民説明会などを通して、改めて実感している。何か心当たりがあるか。よろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>ということで次、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>(続けて資料説明)</p>
委員長	<p>皆さんに伺う。今、いろいろ修正があったが、わからないとか、どこだったかっていう、結構要は多かったと思うが大丈夫か。よろしいか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>今回の修正は、特にここに議会が入ったということである。あくまでもこれは基本原則にしたいと思う。或いは、もうここに何年度って書いたほうがいいのかもわからない。その理由は事務局でご説明願う。</p>
事務局	<p>12月議会で、法律が変わり、個人情報に関する部分、実施機関から議会が除かれる話もあり、まだ正式な文書の個人情報に関する条文が、総務課で担当して作っているが、内容が今の時点で政策企画課では把握してないので、この部分については、参考資料の部分、関係法令の部分については差し替えになるのかもしれない。今の時点では、現状の情報公開と個人情報の条例の中で載せさせていただいているのでご了承願いたい。</p>
委員長	<p>ここは、大事なところであり、情報公開条例ともう一つ個人情報保護条例は重要なので、当然情報公開と関係する。先日、情報個人情報保護法が改正され、この改正中に実は、議会が入っていない。この改正時の情報では、これまで各自治体がバラバラにやっていた個人情報保護、条例でやっていたことを国が統一しようということになって、議会の皆様はご承知かもしれないが、全国各地の自治体で議員さんたちが、これは何だって反対しているところは結構ある。実際どうなるかということ、法律に基づいた施行条例で、法律に基づいた条例にしようということが出てくる。事務局側については止められない部分もあり、法律ができてしまっているので、法律に合わせて条例はそれに従わなきゃいけないので、各自治体で個別に独特の歴史がありながらできた、個人情報保護条例であるとか、情報公開条例はどうしても国の法律に合わせてくっちゃいけないということで、思いがある自治体に対しては反対</p>

	<p>している自治体もある。ただし行政サイドは法律ができていますので、法律に合わせてやっていくということになった。それは国会議員が決めたことで、もう自治体でどうしようもないということ。ただし、今回議会が外れた。某民間のいろんなところが雛形ができて、それに合わせると法律に則った議会の条例ができるということで、それに反対する議会の方々も結構いる。結論から言うと、ルールを全部統一するのか、各自治体がバラバラにして分権を強調するのかということ、すごくもめている。事務局がそこまで話できないから、利根町の議会で審議されて、このあたりが変わるかもしれないってことだ。もし変更があった場合には、この部分、条例が変わる。</p>
事務局	<p>修正されなくてはいけない。その点だけご了承いただきたい。よろしいか。</p>
委員長	<p>ここは本当に慎重にしないといけない。本当に今後どうなるかわからないという点である。何卒事務局の方も腐心されている。ご理解願う。では次。</p>
事務局	<p>(続けて資料説明)</p> <p>まず、解説。解説の2段落目赤字で付け加えている。パブリックコメントの6-5。資料1の15ページの意見の通りで、この政策形成、実施及び評価の過程においてといった部分を追加したほうがいいとのご意見があり、この後の第16条の解説で同じ表現を記載している。表現を追加すると、まちづくりへの参加とは、政策形成、括弧課題設定、立案決定、実施及び評価の過程において、町に対して意見を表明するといった、直接的な形態に限らず、様々な取り組みが考えられると言った、細かいところで、具体的なまちづくりの参加形態でいくつか挙げている。パブリックコメントで資料1の11ページ、5-3の意見。資料1、11ページの5-3。この第15条に関し、町は多様な参加の機会を提供とあるが、参加の文字が、参加の定義づけは、第三条に書かれているが、この第15条では、明確に住民の多様な参加の機会を提供し、誰が参加なのか不明。明確に明文化して欲しいとの意見があった。定義で参加については、町民が主体的に関わることと定義をしておき、事務局の回答案としては、第三条定義において定めているので、第15条の条文には、町民の参加といったメールが低下しないといった現状の通りになっている。わかりやすさという面で言うと、明文化するというのもあるのかなと思います、入れるとすれば、第15条の条文方で、町は多様な参加の機会を提供し、すぐ参加の推進に努めますとなっているが、ここに多様な参加の機会を提供し、町民の参加の推進に努めます。を入れるとすれば、この形になるのかなと思っているが、この点を皆様のご意見を伺いたい。</p>
委員長	<p>これで最後になると思うので、本当に入れるか入れないか。なるべく、短い方がわかりやすいという傾向がある。実際参加の定義がちゃんと町民という言葉もある。せつかくですから総務課長がいるので、その辺参考にして</p>

	<p>だければと思う。</p>
総務課長	<p>二重になってしまうので、そこはしょうがない。</p>
委員長	<p>皆さんの意見を伺う方がよいと思うので、みんなで決めましょう。以上参考までということで、意見、感想など、委員から。</p>
委員	<p>判断基準があるので、ここでは入れなくてもいいのかなと。</p>
委員	<p>委員長1人ずつ聞くより入れるか入れないかなんで、挙手でどうか。</p>
委員長	<p>はい。では挙手で。入れるという方。決まりました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。では追加しないということで、資料1の方のパブリックコメントの回答の方もこの通り、定義において、定めているということで、原案の通り。続いて次のページ30ページ。こちらは表現の問題であるが、解説の2段落目、町は町民が参加するために多様な機会の提供に努めることと、あるがこの条例で定めているものになるので、文章として表現が正しくないとのことで、多様な機会の提供に努めることとしている。細かな表現の違いで恐縮だが、多様な機会の提供に努めることとしていますに訂正を願う。</p>
委員長	<p>よろしいか。 (一同了承)</p>
事務局	<p>累計32ページ、34ページのパブリックコメントから説明。34ページ、第18条パブリックコメントのところで、解説は細かいが、条例の本則、条例本体、行政はを修正している。資料1パブリックコメント、2ページ資料1。第18条パブリックコメントに関する条文について、行政は云々を、議会も含めるということで行政及び議会はにした方が、よいのではないかといったご意見があった。この意見をいただいて、事務局で改めて会議録を確認させていただき、第20回の検討委員会で、こちらもともと当初より行政及び議会、議会を含めて含めた条文として、問題ないということで、議論をいただいた。事務局で他の部分と合わせて修正する過程で、修正した部分で、パブリックコメントでは18条、行政、及び議会としての町、町はということで、修正する。逐条解説で、条文、本文の第18条、町は、重要な条例計画等の制定、改定等にあたっては、事前にその案を公表して、町民から意見等のパブリックコメントを実施し、第2項、町は、パブリックコメント手続きによって、提出された意見等を考慮して、意思決定を行うとともに、その意見…表現が抜けていた部分で、その意見等に対する考え方を町民に公表する。よって行政は修正したのに関連し、32ページ。十七条附属機関等への参加ということで、この部分も、事務局で再度確認し改めて修正した。</p>

委員長	意見への対応，第十九条部分，行政は…の部分と同様の理由で修正している。
事務局	<p>もう一度 32 ページ。青字で，参考のところに審議会等委員の公募選考基準というのを入れている。この第十七条より前の第 15 条の 3 項の部分だったが，審議会等委員の公募選考基準で，いわゆる附属機関等の公募にかかる基準となり，参考として入れる部分としては第十四条が適切と考えたので，15 条から，14 条に参考を移動している。33 ページは 37 ページに，住民投票に関する条文の部分。このパブリックコメントでも意見はいただいているが，事務局で報告を直した部分を説明。住民投票については，現時点で，個別事案ごとに実施に必要なことを，条例を制定するものとしている。この自治基本条例では，細かなところは定めなくて，住民投票の枠を定めて，その他の細かい部分に関し他の条例に規定をすることで，この検討委員会でも話があった。事務局としては，住民投票が必要になった時に，個別事案ごとに条例を作る個別通個別設置型と言われるような形式を想定しているが，他の自治体は，住民投票条例を作り，要件に合致した時に基本的に住民投票を実施しなければならない。と定めているところもある。それをどちらにするかは現段階で決めるのは難しいと思う。解説の表現が，個別事案ごとにやるという，限定した解説の書き方になっていて，表現を追加させていただいた。直接請求と住民投票について追加の部分は，直接請求に係る地方自治法による直接請求の中身が，簡単に解説で，参考を記載した。そのほかにも法律，他の法律によって，直接請求というのが定められているものもある。</p>
委員長	<p>よろしいか。それも現時点ではということなので，ご理解いただきたい。例えば我孫子市は，条例で常設の住民投票条例がある。或いは，実際常設の所，住民投票条例で作ろうとして駄目だった自治体もある。議会の問題があるので，現時点では，まずルール作るという仕組みになっている。今後もしかしたらいつでも何かあったときは住民投票ができるような条例ができるかもしれない。では次。</p>
事務局	<p>続けて資料の説明) 資料 1-3 ページ。第 24 条，パブリックコメントの意見，24 条の第 2 項に，住民自治組織及び町民団体等はを追加してはどうかとの意見。これを受け事務局で再度条文を検討し，第 24 条，住民自治組織，いわゆる自治会や町内会，行政区，区長さんをはじめとする，団体のほか，公共的な課題の解決を目的とする。市民団体と町民の方で構成する団体，NPO を含むが，その活動について，第 1 項第 2 項第 3 項と関連する内容となっていた。第 24 条の 1，第 1 項で，以下住民自治組織，第 2 項の方，住民自治組織は，住民自治組織に限定した条文となっていたが，住民自治組織等ということで，公共的な課題の解決を目的とする市民団体等も含む形で修正をしている。第 3 項は同様。パブリックコメントで，本文条例の本則を修正し，表現の訂正，修正を加えた形になった。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。いかがか。（一同了承） 皆様からご承認いただいたということで進める。</p>

事務局	<p>続いて 42 ページ。平成 23 年 5 月を，平成 23 年括弧 2011 年 5 月，2011 年，西暦表記の追加を願う。それから 44 ページ。年号の表記が解説の文章の中にいっぱいあり，上から追加していきたい。本庁では平成 27 年に砥部町男女共同参画推進プランになっており，こちら平成 27 年括弧，平成 27 年括弧 2015 年。またその続き，令和 2 年に第二次舟町団地共同参画推進プランを行っていて，令和 2 年括弧 2020 年。関係法令等のところで，利根町男女共同参画推進条例の条文になっており，平成 11 年に男女共同参画社会基本法で，平成 11 年括弧 1900，99 年になる。また，44 ページの一番下の段落，また平成 27 年，2015 年。続いて 45 ページ，利根町においては平成 27 年。括弧 2015 年。またその文章の続きで令和 2 年のところは，令和 2 年括弧 2020 年。またその続き。もともと官邸の目標管理共同参画推進プラン第二次男女共同参画推進プランの設定だが，最新の現行の最新のものということで例だけで第二次利根町男女共同参画推進は，これだけ載せる形。続いて 47 ページ。平成 11 年括弧はないので，この会議ではわかりやすさでこう入れていると付記していただければと。47 ページ。第 28 条の健康の推進というところで，参考に，住民交流通いの場事業。を追加。パブリックコメントで，5，4，資料の 11 ページ。資料の 11 ページ，5-4 の意見とし，健康づくりの活動取り組みの一部例として，住民交流会の事業が書かれていないので，付け加えるべきであるのご意見であったので，こちらを追加する。パブリックコメント実施計画表の案のところの 5-4 の部分で，健康づくり活動の取り組みの一部と書いてあり，途中で軽視されている感じがする部分については消す。書かれていない，一部とあるが付け加えるべきという形にさせていただく。よろしく願う。</p>
委員長	<p>今事務局から提案で皆さんよろしいか。(一同了承)</p>
事務局	<p>11 ページ，危機管理の部分。50 ページ 32 条，危機管理に関する条文で，第 1 項の解説の文章全体を修正。パブリックコメントは，3-2，資料の，9 ページ。第 1 項の町民。については，自助が基本ということであれば，町民は共同と言った文章が続いていることから，解説の中に自助だけではなく，町民同士の助け合い共助，この部分を入れたほうがいいのとの意見があった。この危機管理のところに関しては前回の会議の方でも少し議論の方があり，第 2 項の町としての共助の体制づくりの前提として，町民同士の共助が含まれている。事務局で，第 1 項の町民に関する解説，修正を加え，町民一人一人が，平常時から防災意識の向上に努め，自分の安全は自分で守ること，括弧自助を定めている。しかし大規模な災害等であれば，公助による救助活動が行き渡るまでには時間を要することが考えられ，地域の安全確保という点から，町民同士が共同して災害等に備えることと，共助，これについても定めるとの表現を修正する。</p>
委員長	<p>今のようなご提案で，皆さんいかがか。(一同了承)</p>
事務局	<p>続いて，52 ページ。第 7 章，国，県及び他の地方公共団体との連携及び協力といった部分で，解説の部分，赤字で，また地方公共団体が云々手順書を追加している。パブリックコメントで，6-1 ページ。資料の 12 ページ。パブリックコメントの意</p>

	<p>見としては、第一条最初の目的のところ、今回この皆野町基本条例で、町、ひらがなのまち、を指すものとし、広い意味での町を指すものとしてまちづくりとしていると、解説に書いてあるので、広域行政、一部事務組合や指定管理者についても記載したほうがいいのではといった意見の方があった。事務局の会長として、第一条の方の解説について、原文の通りとし、この条例は、あくまで箱根町の条例であるため、一般的に本条例の影響を及ぼすのは、本町利根町に限られている。広域行政、一部事務組合については、これを構成する市町村の議決を要することになるので、広い意味での町と言っている。ひらがなのまちとは異なるものとなる。ただし行政の広域化という点に関しましては、この第33条で、規定をしていて、内容が包括されるものと考え。ただ解説に、一部事務組合に関する文言を追加することで、明確にする。この解説で赤字の部分、また地方公共団体がそれぞれ単独で処理するよりも、広域にわたり処理することが適当である。地方自治法第180条第2項に規定する、一部事務組合、これも含まれる。連携、協力をする対象として含まれるということを解説に明記している。その他の関係法令等についても、今の解説を追加したことに合わせ、地方自治法第284条の規定を関係法令として追加しているものとなる。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。非常に難しい議論が出ている。例えば松戸市や他市は、もうわからない。なぜかという、年末の場合は、稲敷広域の消防。或いは塵芥処理組合もそう。そういう意味で実際に皆さん身近にそういったものがあるので、比較的にわかりやすいけども、他市で全部自分のところでやる消防だって松戸市の場合は、まだわかりやすいかなと思う。もしかしたら、ここに一つ一つ1組の事例を出しておけば、読みやすいのかなという気はした。あくまでも、町の方があんまりわからないのかなという気がする。水道でもそう。県が水道はそういう仕組みになっている。この町の方々はわかるが、他市にお住まいの方以外にない部分だと思う。皆さんどうか。参考として、一つの事例があれば、実際説明しやすいかと思うので、お願いしたいと思う。よろしいか。(一同了承)</p>
<p>事務局</p>	<p>今の参考を追加する。同じこの第33条のところでもう1点ある。前回の会議でも、話はできていたが、33条の条文で、町は公共サービスの向上及び共通する課題解決のため国、県及びその他地方公共団体と連携し、協力しますとあり、細かな部分になるが、会議で話に出ており、結論としては入れないで、解説でその他のを入れる話になっていたかと思う。趣旨のところ、国県及びその他、の地方公共団体との連携と、個人の追加をしていただきたい。それからもう一見この情報の見出しの部分になるが、国県及び他の地方公共団体との連携及び協力となっている。こちらの条文本文と表現が異なっているので、国県及び他の地方公共団体の部分を、国県及びその他地方公共団体との連携及び協力で修正をさせていただく。第7章の見出しもあわせて修正する。</p>
<p>委員長</p>	<p>皆さんいかがか。(一同了承)今の事務局のご提案大丈夫か。では皆さんご承認いただいたということで、事務局の案でお願いします。</p>

事務局	<p>最後 56 ページで、令和 5 年 4 月 1 日と解説のところ、条例の施行期日を令和 5 年 4 月 1 日と定めている令和 5 年括弧 2023 年と、いうことで整理を追加している。西暦を追加して、他の部分追加が漏れて、訂正をお願いしてある。第 33 条の県及び町公共団体との連携というところ。その他を修正させていただく。との了解の方を取らせていただいたので、この逐条解説の目次のところ第 7 章及び第 33 条の見だし名称のところも合わせて修正と、同じく第 7 章、第 33 条の名称のところを修正させていただく。私からは以上となる。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございます。町長への報告について。町長に報告する際に、皆様の思いをできれば伝えたいと思う。できれば皆さんの思いをぜひお伺いしたいと思う。</p>
事務局	<p>今回住民の方が 3 年かけて作ってきたので、皆さん集まれるときに、町長に、こういう形で完成したと報告し、その意見書の形で提出したいと考えている。</p>
委員長	<p>本当はみんなでお渡しできればいいと思うが、都合もあるから、一通りここで一言承って、出られる人間が、町長にその思いを伝えたいと考える。</p>
委員	<p>平成 30 年 8 月 10 日からスタートの中で私は令和 2 年 10 月 9 日あたり 16 回から、途中からの検討委員会に出た。やはり条文はとても難しく、検討を、作り上げた流れがすごくよかったのかなと思い、利根町みんなの町基本条例という新鮮さを覚えた。この条例によって、さらなる協働によるまちづくりの推進が図ればと期待する。</p>
委員	<p>こんなに深く、今までみんなに本当にいろんなことを勉強させていただいた。ありがたかったなっていうふうに思っている。本当に作ってくださってありがとうございますってお伝えしたい。</p>
委員	<p>本当にいろんなこと勉強できた。この条文とか法律とか第何条ってあって、最初の文章。本当にいろいろ勉強なったし、新しい繋がりもできた。それから事務局の方たちの頑張りがすごくあったと思う。</p>
委員	<p>1 年、2 年参加し、今回最後で寂しいな、いろんなこと学べたと思って感謝している。基本条例が町民の方が知って、当たり前みんなが知っている条例になるといいと思う。</p>
委員	<p>私が参加した第 1 の理由は、子供が 3 人もいるので、私はこの先何年利根町でやっていけるかわからないけど、もう子供たちは長男をはじめ、子供たちが末永く、こ</p>

	<p>の利根町を良くしていくために、少しでも足がかりになればいいなと思って参加した。これがみんなに広がって子供たちに広がっていくことを夢見て、これからもまた頑張っていけたらと思う。ぜひ事務局の方々もよろしく願う。</p>
委員	<p>思いができて上がったので、今回いい勉強になった。毎回毎回は出ていなかったのですが、発言力は一切ないですけど。この基本条例は、基本の基になるでしょう。基本条例がどんどんどんどん良くなっていくようになっていければと思う。子供に渡して、4名で勉強させるようにする。</p>
委員	<p>今まで皆さんが言った感謝も、もちろんだが、これからがスタート。大変責任を感じるなと思った。</p>
委員	<p>お疲れ様でした。政策企画課の事務の方には、いろんな資料を作ってもらい本当に敬意を表す。これが最高規範となる。基本条例を皆さんに推進していきたいと思う。議会としても一生懸命やっていきたいのでよろしくお願いする。</p>
委員	<p>皆が気になっている条例。文句言いやすい。そういう名称での町民の中に浸透したいと思う。この基本条例案をまとめるにあたって、事務局の皆さん、苦勞されたと思う。私は大体苦勞はしてないが、この委員会を通じて、佐々木町長が以前おっしゃっていたスタッフプライドシビックプライドを感じられるような、委員会を作り上げてこられたのが、私はすごくうれしく思う。町長に伝えたいことは、逐条解説35条の、56ページ、この解説Ⅱが非常によくできていて、そっくりそのまま町長に伝えてもいいのではないかと。特に補助条例の実効性を確保し、形骸化を防ぐためにこの条例の内容に基づく取り組み等の検証が必要となる。このため町はこの条例が、社会情勢等の変化に適しているか、条例に基づく取り組みが実施されているかを検証し、必要に応じて、条例の見直しを行うことを定めている。これを町長に伝え、励ましたらいい。これに対応するように、パブリックコメントを今回十二、三人しか出してもらえない。いろんな人の意見を聞くのは大切だと思う。今多様性でそれぞれが持っている考えがあるので、いろいろ聞いて、何かを作っていくのが必要だと思った。</p>
委員	<p>公募委員として参加したが反省ばかりで、後悔が残る。皆さんの意見を聞くたびに、素晴らしいなと感銘を受ける。おかげさまで条例ができたと思う。事務局の方が本当に毎回素晴らしくありがたい。</p>
委員	<p>私も皆さんと同じだが、作り上げるための過程の中で学んだと実感している。これからの仕事にかけるように、頑張っていきたいと思う。あと事務局に対して、会長</p>

	<p>はじめメンバーが変わる中で、本当にスムーズに総務課長も、社協の事務局長も、そういった環境や体制が変わる中でも、これだけの私たちの声を見事に反映して作ってくれたっていうことは、改めて上申させていただきたいと思う。</p>
委員	<p>委員の皆様、長い間ありがとうございました。私は自治基本条例が、なぜ必要かということをもとに坂本先生のところに行き、利根町でこういうものを作りたい協力願いたいとお邪魔したのを覚えている。そのあと、手塚先生の大学にもお邪魔し、加藤先生も紹介をいただいた。本当に長い歴史があるのが今日は最終的なものができ上がったということで、は感謝しかない。</p>
副委員長	<p>皆さん、ありがとうございました。大分長かった。やったことないから分からない感じで、どうしようなんて感じだったが、話を進めてワークショップをやったりすることに、自分の思いが増え、多分全員が変わってきて、それがすごくうれしかった。委員会を運営するにあたり、すごく気持ちが溢れていて、最後にはこのネーミングが、基本条例ができたっていうのとても驚きとありがたさがあるって、とてもうれしい。感謝申し上げます。</p>
事務局	<p>町長への報告についてで、今日資料、会議で条文と逐条解説を一部修正したものをもって、委員会としてまとめる。今回配布資料、町長に報告する際の、文書の鏡の文章、資料5の文章を提出書類でパブリックコメントのものや住民説明会の資料、また条例本体と逐条解説と資料6でつけている。28回にわたってご協力いただき、できた経過を簡単なものだが、ぎりぎりA4、2ページ裏表でぎりぎり収まる程度で町長への報告という形にさせていただく。先ほど委員長から、皆様はできるだけ集まってとの話だが、皆さんの都合と、町長の方のスケジュールもあるので、事務局で、日付を決めさせていただく。来月、11月22日火曜日。時間が午後1時からで、お願いしたい。都合合う方は出席をしていただければと思う。よろしく願う。今日一部修正する部分と、抜けた部分の訂正が、多々あったと思うが。すべて修正して綺麗にしたものを当日参加した方にはその場で一緒に配り、ご都合合わなかった方については郵送で送らせていただく。よろしく願う。</p>
事務局	<p>平成30年から28回という本当に長い間ありがとうございました。今後のスケジュールを伝える。22日に、町長に報告をし、12月の議会の定例会で条例案を提出したいと思う。その前に1度説明会に議会に報告しているので、定例会提出する前に報告をさせていただきたい。12月の議会で記述、可決された後、12月の補正予算の方にもこの条例の概要版を作成し、年度内に町民の方に配布したいと考えている。4月1日からこの条例が施行し、12月に可決した後、1月2月3月、まず町民の方に概要版でお知らせするが、まずは職員に説明し、審議会、附属機関の中で、公募できる運営委員会とか、この条例にあったような形で直せないのかとかの説明</p>

<p>委員長</p>	<p>会をさせていただく。また今回パブリックコメントの前に説明会を開催したが、この形で、どこの部分の計画までやるのかの部分についてもパブリックコメントのやり方の見直しも、今後図っていき、令和5年度、その形で進めていきたいと考えている。この条例の見直し検証がどうしても必要になる。事務局の案は、令和5年度、1年間かけて実施をさせてもらい、ある程度進んだ段階で、この検証委員会を立ち上げ、見直しとか進んでない部分のご意見をいただきたいと考えている。その際には、まずこの条例を制定していただいた皆様方がある程度中心になって入っていただかないと、検証もできないということでもたお願いすることになると思う。その際はよろしく願います。</p> <p>では最後一言だけ。皆様とご一緒でき本当にありがとうございます。やっぱり皆さんと一緒に歩んだと思う非常に長いようで短いような気がする。この基本条例が今後、皆さんと一緒に、さらに利根町の自治基本条例ということをつなげにして私自身もこのまちのために、そして皆さんと一緒にこの利根町のまちづくりに、尽力できたらなという気持ちでそして私も一緒にやってきたなという気持ちがすごく強い。皆様とご一緒できたことは私にとっても、本当に気持ちの変化もあり、生活の変化もあったが、本当にお礼申し上げるということだと思う。本当にこのたび、皆様ありがとうございます。事務局の課長はじめ、本当に最後まで皆さんの意見を集約していただき、本当にありがたいと思う。私皆さんの代表として、事務局にお礼を申し上げて、終わりにしたい。</p> <p>閉会</p> <p>それでは以上を持ちまして第28回利根町自治基本条例検討委員会を終了。</p>
------------	---